

幼稚園・保育園・認定こども園

# 入園案内

令和8年度途中入園用



令和8年4月

〒614-8501  
京都府八幡市八幡園内75番地  
八幡市役所  
こども未来部 子育て支援課（入園担当）  
TEL：075-983-1107、075-983-1866

## 目 次

■施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
■幼稚園・保育園・認定こども園の一覧地図・・・・・・・・	2
■公立幼稚園・公立認定こども園（幼稚園認定）について・・・・・・・・	3
■私立幼稚園・私立認定こども園（幼稚園認定）について・・・・・・・・	6
■保育園・認定こども園（保育園認定）の入園基準・・・・・・・・	8
■年度途中入園について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
■八幡市内の保育園・認定こども園の一覧・・・・・・・・	10
■入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
■入園申込に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	13
■幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・	14
■保育認定（0～2歳児）に係る保育料徴収基準額表・・・・・・・・	15
■保育料軽減等について（保育認定 0～2歳児）・・・・・・・・	16
■実費料金に関すること・・・・・・・・	17
■保育料の納付方法・・・・・・・・	20
■入園後のお願い・・・・・・・・	21
■保育園・認定こども園の入園調整における点数表・・・・・・・・	22
■病児保育事業について・・・・・・・・	24
■一時預かり事業について・・・・・・・・	25
■幼稚園・保育園・認定こども園一覧・・・・・・・・	26

<b>公立幼稚園</b> <b>公立認定こども園（幼稚園認定）</b>	3～5頁をご確認ください
<b>私立幼稚園</b> <b>私立認定こども園（幼稚園認定）</b>	6～7頁をご確認ください
<b>公私立保育園</b> <b>公私立認定こども園（保育園認定）</b>	8～23頁をご確認ください



## ■施設の概要

施設名	説明
幼稚園	3歳児（または満3歳児※）から小学校就学までの教育を提供することを目的とする教育施設です。
保育園	保護者が働いていたり病気にかかっているなど『保育の必要性のある』状態にあるお子さまを、保育（養護と教育）することを目的とする児童福祉施設です。
認定こども園	小学校就学前の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援事業も行う施設です。また、3歳児以上は、保護者の就労状況等が変化した場合（退職等）でも、お子さまを同じ施設に継続して通わせていただけることが特徴です。

※満3歳児は、3歳の誕生日の前日からその年度の3月31日までの子どものことをいいます。

## ■入園基準（教育・保育給付認定）の概要

### （1）教育・保育給付認定の区分

施設を利用する場合は、保育の必要性や年齢に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定とは、入園要件を確認するための手続きであり、保育園と認定こども園の保育園認定（以下「保育園等」）の入園に際しては、就労証明書等により「保育の必要性」を市が確認することが必要です。

幼稚園および認定こども園の幼稚園認定（1号認定）は、就労証明書等の確認は不要です。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
<b>1号認定</b> （幼稚園認定）	満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する子ども	幼稚園※ 認定こども園（幼稚園認定）
<b>2号認定</b> （保育園認定）	満3歳以上で、「保育を必要とする理由」に該当し、保育園等で保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育園認定）
<b>3号認定</b> （保育園認定）	満3歳未満で、「保育を必要とする理由」に該当し、保育園等で保育を必要とする子ども	

※ 私学助成を受けている私立幼稚園に通う場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

### （2）募集の対象

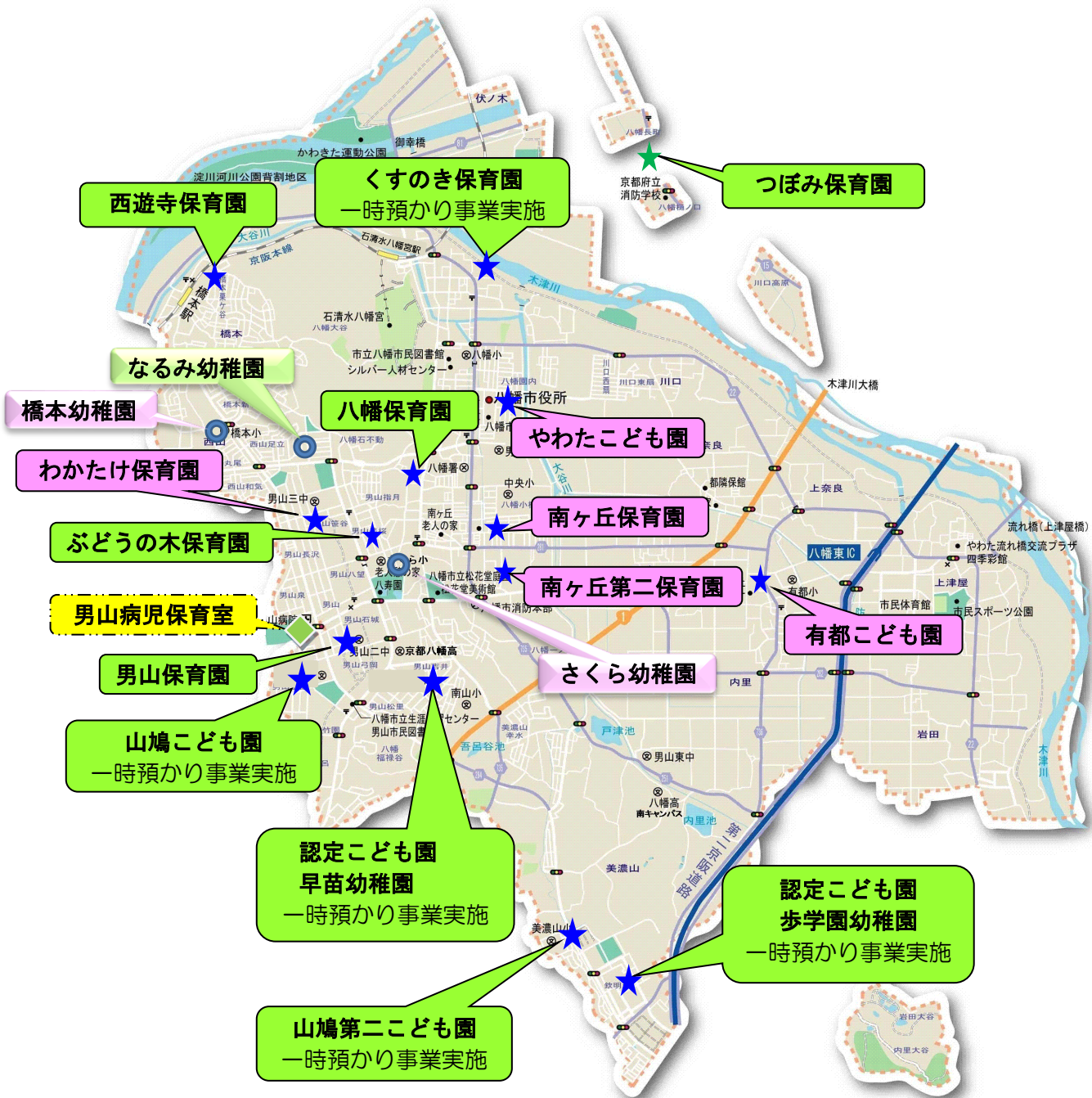
入園申込が出来るのは、市内在住（または入園月の前月末までに八幡市に転入予定）で、以下の条件に合う就学前児童です。

幼稚園 認定こども園（幼稚園認定） を希望する場合（1号認定）	公立幼稚園、公立認定こども園 ・・・3歳児～5歳児の児童 山鳩こども園、山鳩第二こども園、歩学園幼稚園、早苗幼稚園 ・・・満3歳児※～5歳児
保育園 認定こども園（保育園認定） を希望する場合（2・3号認定）	保育を必要とする基準を満たす家庭で、保育園等で保育が必要な0歳児～5歳児の児童

※保育を必要とする理由については、8頁をご覧ください。

※令和7年度より早苗幼稚園の幼稚園認定の募集対象は満3歳児～5歳児に変更されました。

## ■幼稚園・保育園・認定こども園の一覧地図（令和8年4月現在）



※つぼみ保育園は、京都市との協定により、八幡長町、樋ノ口および川口高原の方のみ入所枠を用意しています。



## ■公立幼稚園・公立認定こども園（幼稚園認定）について

### 1. 基本方針

一人一人を大切にし、健康な身体と豊かな心を育て、主体的に取り組む子どもを育成します。

### 2. 保育内容

公立幼稚園、認定こども園では、子どもたちが楽しく充実した集団生活を送ることにより、様々な体験を通して、やさしい心や何ごとにも進んで取り組める意欲や態度を育て、人間形成の基礎となる力を身につけるようにします。

- ・健康で、安全な生活をするための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培います。
- ・いろいろな人々との触れ合いの中で、自立と共同の態度及び道徳性の芽生えを培います。
- ・身近な自然環境への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- ・日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養います。
- ・多様な体験を通じて、豊かな感性を育て、創造性を豊かにします。

### 3. 特色ある園の取組

- ・小学校との交流および連携の推進
- ・未就園児とその親への園開放、園庭開放および子育て相談
- ・地域との交流

### 4. 施設一覧・教育標準時間（幼稚園認定）（令和8年4月現在）

区分	園名	定員	保育時間	
3歳児から	幼稚園	さくら幼稚園	40	午前保育 8:45~11:30、午後保育 8:45~14:00 3歳児：5月から週3回、9月から週4回午後保育を実施 4・5歳児：年間週4回の午後保育を実施
		橋本幼稚園	25	
	こども園	やわたこども園 (1号認定※)	30	3歳児 8:30~13:00 4・5歳児 8:30~14:30 (水曜日は13:00まで)
		有都こども園 (1号認定※)	15	

※やわたこども園及び有都こども園の保育園認定（2・3号認定）の定員、保育時間については11頁をご参照ください。



## 5. 入園募集について

### (1) 入園対象者

対象となる児童の年齢は、4月1日時点の年齢となります。詳しくは、下表をご確認ください。

#### ◆令和8年度入園（途中入園）

年齢区分	生年月日
3歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
4歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
5歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日

### (2) 申込について

#### ◆令和8年度入園（途中入園）

申込期間	随時受付けています。
必要書類	入園申込書兼教育・保育給付認定申請書
提出先	市役所 子育て支援課（受付時間 8:30～17:15）

（参考 令和8年4月1日入園申込期間）




申込期間	令和7年10月27日（月）～令和7年11月7日（金） ※申込期間終了後も、空きがあれば随時申込可能です。
必要書類	入園申込書兼教育・保育給付認定申請書
提出先	・令和7年10月27日（月）～令和7年11月7日（金）の期間 第1希望の幼稚園・こども園（受付時間 9:00～17:00） ・令和7年11月10日（月）～令和8年3月31日（火）の期間 市役所 子育て支援課（受付時間 8:30～17:15） ※転入予定者はいずれの期間も市役所 子育て支援課で受付けます。

※市役所、各園ともに土・日・祝日は受付けできません。

※申請書は市役所、各園にて配布します。また市ホームページからのダウンロードも可能です。

※受入れ可能人数以上の申し込みがあった場合は抽選になることがあります。（在園児のきょうだいは優先的に受入れします。）

## 6. 主な年間行事

一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園式</li> <li>・園外保育（遠足）</li> <li>・歯磨き指導</li> <li>・水遊び、プール遊び</li> <li>・交通教室</li> <li>・夏季保育</li> </ul>	二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・芋掘り</li> <li>・園外保育（遠足）</li> <li>・餅つき</li> <li>・クリスマス会 </li> </ul>	三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通教室 </li> <li>・お別れ会</li> <li>・卒園式</li> </ul> 
その他：避難訓練、各種健康診断、保育参観、誕生会、園開放、発表会 等					

※園や状況により異なる場合があります。

## 7. 休業日

- ・土、日、祝日
- ・夏休み：7月21日～8月31日
- ・冬休み：12月24日～1月6日
- ・春休み：3月25日～4月6日（認定こども園は 3月25日～4月4日）

## 8. 費用（令和8年4月時点）

幼稚園 こども園	保育料	無料
こども園 のみ	給食費	月額 5,100 円（内訳：主食費 600 円、副食費 4,500 円） ※うち副食費は一部の世帯を対象とした減免制度が設けられています。

※必要に応じて保育用品等のあっせんがあります。

※給食はこども園のみです。

※公立幼稚園の午後保育の日はお弁当をご持参ください。

（週1回、外部発注のお弁当の申込みもできます。）

## 9. 預かり保育（令和8年4月時点）

保護者の就労保障と子育て支援のため、保育終了後預かり保育を実施しています。

幼 稚 園	実施時間	保育終了後～17時00分まで
	実施日	保育実施日および長期休暇中（実施日は別に定めます）
	預かり保育料	一時預かり保育：30分 100円、1時間 150円 月 極 め 保 育：月額 3,500円
こ ど も 園	実施時間	保育終了後～16時30分まで
	実施日	保育実施日および夏季休暇中（実施日は別に定めます）
	預かり保育料	一時預かり保育：30分 100円、1時間 150円 月 極 め 保 育：月額 3,500円（夏季休暇中のみ）

## ■私立幼稚園・私立認定こども園（幼稚園認定）について

### 1. 入園募集について

私立の幼稚園・認定こども園の幼稚園認定（1号認定）については、各園入所可能な月齢等が異なります。入園を希望される場合は各園にお問い合わせいただき申込を行ってください。

※入園の申込は、各園で受付しています。

※私立認定こども園の保育園認定（2・3号認定）の定員、保育時間等については11頁をご参照ください。

### 2. 施設一覧・教育標準時間(幼稚園認定)（令和8年4月現在）

区分	園名	定員	教育標準時間	
満3歳児から	幼稚園			
	なるみ幼稚園	300	8:40~14:30	
	認定こども園	山鳩こども園	25	8:30~14:00
		山鳩第二こども園	15	
		認定こども園 歩学園幼稚園	105	10:00~14:00
認定こども園 早苗幼稚園		55	10:00~14:00 *満3歳児は9:00~13:00	

※登園時間等については、各園にお問い合わせください。



## 2. 預かり保育について

預かり保育料は、教育標準時間以降の保育に必要となります。申込および料金の徴収は各園で行っていますので、この料金についてのご相談は各園までお願いします。

預かり保育料(令和8年4月時点)

	園名	料金
幼稚園	なるみ幼稚園	早朝保育 8:00～8:40 100円/40分
		午前保育後 11:30～14:30 500円
		午前保育後 11:30～17:00 1,000円(おやつ代含む)
		午後保育後 14:30～17:00 500円(おやつ代含む)
		延長保育 17:00～18:00 200円
		長期休暇時(春・夏・冬休み期間) 9:00～16:00 1,800円(給食・おやつ代含む)
		長期休暇時早朝保育 8:00～9:00 100円/60分
		長期休暇時延長保育 16:00～18:00 100円/60分
*満3歳児は別料金です(詳細は園に確認してください。)		
認定こども園	山鳩こども園	7:00～9:00 100円/日
		14:00～16:30 無料
	山鳩第二こども園	16:30～18:00 100円/30分
		18:00～19:00 200円/30分
	認定こども園 歩学園幼稚園	早朝保育 7:00～10:00 無料
		14時まで保育(平常保育)
		保育終了～15時まで 無料
		保育終了～16時まで 300円
		保育終了～17時まで 500円
		保育終了～19時まで 900円
【月極め保育】		
16時まで7,000円、17時まで8,000円、 18時まで9,000円、19時まで10,000円		
*満3歳児は別料金です(詳細は園に確認してください。)		
*平常保育以外、長期休み時は別に定めます		
認定こども園 早苗幼稚園	早朝預かり 8:00～9:00 200円	
	午前保育後 11:30～17:00 1,200円(給食費450円含む)	
	午後保育後 14:00～17:00 520円(おやつ代70円含む)	
	長期休暇時(春・夏・冬休み期間) 9:00～17:00 1,650円(給食費450円含む)	

※預かり保育は月曜日から金曜日が対象となります。

\*施設等利用給付認定 ※幼稚園・認定こども園の幼稚園認定(1号認定)のみ

「保育を必要とする理由」(8頁)に該当する場合は、「施設等利用給付認定」を受けることで一定額を上限に預かり保育料等の利用料の給付を受けられます。詳しくは、施設等利用給付認定申請要項をご覧ください。



## ■保育園・認定こども園（保育園認定）の入園基準

### （１）保育を必要とする理由と有効期間

保育を必要とする理由は、下表のとおりです。教育・保育給付認定を受けるには、ご家庭の状況が、以下の理由に該当する必要があります。入園申込の際には、理由に応じて就労証明書等の書類を添付していただくこととなります。

理由	内容	有効期間※
①就労	外勤、内職、自営業等で1ヶ月あたり64時間以上労働することを常態としている場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
②妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もない場合	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の月末（小学校入学までの方が短い場合その期間）
③疾病・障がい	病気にかかり、若しくは負傷し、または心身に障がいを有している場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
④介護・看護	同居の親族（長期入院などを行っている親族を含む）を常時介護または看護している場合	
⑤災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	原則2ヶ月（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	
⑦就学	大学、職業訓練学校等に就学している場合	保護者の卒業予定日の月末（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑧虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合	小学校入学まで（ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで）
⑨育児休業	育児休業を取得する際に、すでに保育園等に入園している子どもの継続が必要な場合	育児休業の期間（小学校入学までの方が短い場合その期間）
⑩その他	その他、上記に類する状態と市長が認める場合	市長が必要と認める期間

※ 3号認定を受けた場合、認定の有効期間については、上記の表で「小学校入学まで」とあるものが「満3歳になる前々日まで」になります。

### （２）保育時間の区分

保育園・認定こども園（保育園認定）を利用できる時間は、保護者の保育を必要とする理由や就労時間等により、8時間（通常保育）までの「保育短時間認定」と11時間までの「保育標準時間認定」の2つの区分を設定しています。

区分	保育を必要とする基準
保育短時間認定 （通常保育時間のみ）	「就労」月64時間以上の労働があり、かつ、 <u>通常保育時間以内の保育を必要とする場合</u> 「求職活動」「育児休業」
保育標準時間認定 （通常・時間外保育時間）	「就労」月64時間以上の労働があり、かつ、 <u>通常保育時間を超えて保育を必要とする場合</u> 「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待・DV」

- ◎ 父・母のどちらかが保育短時間の場合は、保育短時間認定となります。
- ◎ 祖父母の送迎等で保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間認定として認定することができます。
- ◎ 疾病（障がい）、介護・看護、就学の保育時間の区分については、就労の時間基準を目安としてください。
- ◎ 保育短時間認定では、保育料を5%程度低く設定しています。

## ■年度途中入園について

### （１）申込期間

年度途中入園（毎月１日入園）の申込期間は、入園月の前々月21日から前月20日です。なお、20日が土・日・祝日の場合は、前開庁日が申込期限となります。また、私立の幼稚園・認定こども園の幼稚園認定（1号認定）を希望する場合は、園で受付を行っておりますので、各園にお問い合わせください。

### （２）申込場所

入園申込は、市役所子育て支援課で受付を行っています。

### （３）募集の対象となる児童の年齢区分

対象となる児童の年齢は、4月1日時点の年齢となります。詳しくは、下表をご確認ください。

年齢区分	令和8年度途中入園を希望する場合
0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

（参考 令和8年4月1日入園申込）

### （１）申込期間

4月入園の申込期間は、以下のとおりです。第一次募集期間に申込があった方から優先に入園調整を行いますので、できるだけお早めに申込ください。

区分	受付期間	内定通知	備考
第一次募集	令和7年10月27日（月）～令和7年11月7日（金）	令和8年2月中旬	入園調整が他の募集期間より優先されますので、希望する園に最も入りやすくなります。
第二次募集	令和7年11月10日（月）～令和8年1月30日（金）		第一次募集の入園調整で欠員のある園への入園となります。
第三次募集	令和8年2月2日（月）～令和8年3月19日（木）	令和8年3月23日（月）	第二次募集の入園調整で欠員のある園への入園となります。

※私立の幼稚園・認定こども園の幼稚園認定（1号認定）の申込期間等については、各園にお問い合わせください。

### （２）申込場所

入園申込は、市役所子育て支援課、公立保育園、公立認定こども園、つぼみ保育園（八幡長町・樋ノ口、川口高原に在住の方に限る）で受付を行っています。

### （３）募集の対象となる児童の年齢区分

対象となる児童の年齢は、4月1日時点の年齢となります。詳しくは、下表をご確認ください。

年齢区分	令和8年4月入園
0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

## ■八幡市内の保育園・認定こども園の一覧（令和8年4月時点）

定員等の基本的な情報は、下表のとおりです。

園により、保育方針や取組み、制服の有無、保育料以外の徴収金などが異なりますので、園を選ぶ際には、見学や問合せにより、詳細な情報を確認することをお勧めします。

### （1）保育園一覧

区分	園名	定員	通常開所時間 (保育短時間・標準時間)		時間外・延長保育 (保育標準時間のみ)		
			平日	土曜日	平日	土曜日	
生後57日目から	公立	南ヶ丘保育園※1	70	8:30~ 16:30	~12:30	7:30~ 18:00	~16:30
		南ヶ丘第二保育園※1	50	8:30~ 16:30	~12:30	7:30~ 18:00	~16:30
	私立	男山保育園	210	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~16:30
		ぶどうの木保育園	135	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~18:00
		くすのき保育園	100	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~18:00
生後6ヶ月以上	公立	わかたけ保育園	140	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~16:30
	私立	八幡保育園	60	8:00~ 16:00	~13:00	7:30~ 19:00	~16:30
		西遊寺保育園	50	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~17:00
		つぼみ保育園※2	90 (15)	8:30~ 16:30	~16:30	7:00~ 19:00	7:30~ 17:00

※1 市では現在、南ヶ丘保育園と南ヶ丘第二保育園の統合に向けた準備を進めています。

※2 つぼみ保育園は、京都市の保育園ですが、京都市との協定により、八幡長町・樋ノ口・川口高原のみ入所枠を用意しています。



(2) 認定こども園一覧(保育園認定)

区分	園名	定員	教育・通常開所時間 (教育標準時間・保育短時間・標準時間)		時間外・延長保育 (保育標準時間のみ)		
			平日	土曜日	平日	土曜日	
生後57日目から	公立	やわたこども園	120	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~16:30
	私立	山鳩こども園	240	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~16:30
		山鳩第二こども園	140	8:30~ 16:30	~12:30	7:00~ 19:00	~16:30
		認定こども園 歩学園幼稚園	134	8:30~ 16:30	~16:30	7:00~ 19:00	~19:00
生後6ヶ月以上	公立	有都こども園	80	8:30~ 16:30	~12:30	7:30~ 18:00	~16:30
	私立	認定こども園 早苗幼稚園	150	9:00~ 17:00	~16:30	7:30~ 19:00	8:00~ 16:30

※認定こども園については、保育園認定（2・3号認定）のほかに幼稚園認定（1号認定）があります。幼稚園認定を希望される方は、3頁（公立認定こども園）、6頁（私立認定こども園）をご参照ください。



保育園や認定こども園では、施設の改修・改築・増築など工事を行う場合があります。その場合、日常保育や送迎などにおいて、ご迷惑をおかけすることがあると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ■入園までの流れ

入園までの流れは下表のとおりです。

入園までの流れ		備考
①必要書類の入手		入園申込に必要な書類は、市役所および市ホームページに用意しております。 <u>就労証明書は、事業所を経由するため、作成に時間を要する場合がありますのでご注意ください。</u>
②必要書類の提出		開園時間等の条件を確認のうえ、入園に必要な書類（13頁参照）を受付期間内に市役所等に提出してください。
③入園内定、 教育・保育給付認定通知書の交付	途中入園	申込期間終了後、市から入園調整の結果を電話連絡いたします。入園内定の場合は、「教育・保育給付認定通知書」および「保育料決定通知書」等が交付されます。 希望する施設での受入ができない場合は、他の施設の利用状況等を確認して再調整します。
	4月入園	2月中旬頃に入園に関する案内とともに「内定通知書」および「教育・保育給付認定通知書」をご自宅へ郵送します。
④入園前検診	途中入園	市からの内定通知後、面接までの間に、市が指定する園医で健康診断を受診してください。（市内の園医は無料）
	4月入園	市が指定する園医で健康診断を受診してください。（市内の園医は無料）
⑤入園説明会・面接 （重要事項説明）		各園で保育園等の利用に必要な重要事項等の説明を行い、同意いただくことで正式に入園決定となります。当日は、必ずお子さまとともにご出席ください。
⑥入園	途中入園	入園は、毎月1日となります。 予防接種を受けられる方は、なるべく済ませたうえでご入園ください。
	4月入園	入園は、4月1日となります。 予防接種を受けられる方は、なるべく済ませたうえでご入園ください。
⑦ならし保育		入園後、一定期間（園によって異なります）は、お子さまを徐々に保育園等での新たな生活に慣れていただくために、ならし保育（午前保育）が実施されますので、ご協力をお願いします。

受入れ可能人数以上の申込があった場合は、提出書類等（八幡市指定の様式）に基づき優先順位を決定します。期日までに保育を必要とする理由を証明する書類が未提出の方は、優先順位の決定の際に不利となる可能性がありますのでご了承ください。

また、次のような場合は、入園できませんので、ご了承ください。

- 保育を必要とする理由が認められない場合（書類が未提出で確認できない場合を含む）
- 期日までに申込をされない場合

## ■入園申込に必要な書類

入園申込をされる方は、次の書類を市役所等へ提出してください。

### (1) 入園申込書兼教育・保育給付認定申請書

お子さま1人につき1部必要です。なお、年度途中入園と次年度4月入園の申請を合わせて行う場合は、それぞれ1部ずつ必要となります。

入園後に家庭状況や就労状況の変化、住所等、内容に変更があった場合は、速やかに市役所子育て支援課へお申し出ください。

### (2) 本人確認書類

申請時に窓口で以下の①～③のいずれかをご提示ください。

- ①「マイナンバーカード」
- ②「運転免許証等の身分証明書（顔写真あり）」と「マイナンバーが確認できる書類」
- ③「健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当認定通知書のいずれか2つ」と「マイナンバーが確認できる書類」

### (3) 保育を必要とする理由を証明する書類（保育認定を希望する方のみ）※父母ともに必要です。

保育を必要とする理由に応じて、下表の書類を入園申込書兼教育・保育給付認定申請書に添付してください。兄弟姉妹で、同時に申請をされる場合、2人目以降は写しを添付してください。

理由	必要書類
①就労	就労証明書（勤務先が複数の方は全ての勤務先の証明書、自営業の方は開業届等の客観的証明の写し）※、または耕作証明書（180日以上）
②妊娠・出産	親子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日が記載されている頁）
③疾病・障がい	○疾病を理由に認定を受ける方 保護者の診断書※  ○障がいを理由に認定を受ける方 ①障害者手帳（1～2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級） ②障害者手帳（3～6級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2～3級） （保育標準時間認定を受ける場合） ① 上記手帳の写し ② 上記手帳の写しおよび保護者の診断書※  （保育短時間認定を受ける場合） ①・②上記手帳の写し
④介護・看護	介護を受ける方の診断書※または介護保険被保険者証（要介護1～5に限る）等の写し、および介護・看護状況申告書※
⑤災害復旧	り災証明書、申立書
⑥求職活動	就労誓約書兼申立書※（後日、求職活動状況申告書）
⑦就学	在学証明書、カリキュラム
⑧虐待・DV	（虐待）児童相談所等の意見書、（DV）被害届等の公的機関の証明
⑨その他	事情により異なりますので、市役所子育て支援課までお問い合わせください。

※ 市が指定する様式にて提出してください。

なお、就労証明書等の提出がない場合は、保育の必要性の認定を行うことができず、法令の規定上、入園することができませんので、必ず期日までに提出してください

## ■幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、国の制度に基づき幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している3歳児から5歳児（幼稚園認定については、満3歳児以上）および0歳児から2歳児の住民税非課税世帯等の子どもの保育料や施設・事業の利用料等が無償化されています。

利用する施設やサービスにより「施設等利用給付認定」の手続きが必要となります。施設等利用給付認定を受けていない場合、無償化の対象とならない利用料等もありますので、ご注意ください。

認定こども園（幼稚園認定）を利用する方のうち、以下の事業の利用を検討している方は、施設等利用給付認定の申請が必要となる可能性があり、入園までに申請書類の提出が必要です。

詳しくは、「施設等利用給付認定申請要項」をご確認ください。

### 【施設等利用給付認定の申請が必要となる可能性のある事業】

- ・ 幼稚園・認定こども園の実施する預かり保育事業
- ・ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

※ 保育園、認定こども園（保育園認定）を利用する方は、施設等利用給付認定の申請は不要です。

※ 給食費・教材費・行事費等の実費料金は、無償化の対象外です。

ただし、副食費については、一定の要件を満たす世帯を対象とした減免制度が設けられています。詳しくは、18頁をご覧ください。

## ■保育料の算定について

保育料は、児童の年齢区分（4月1日現在）と、父母の市町村民税額等によって決定します。税額に応じた0～2歳児の保育料の詳細については、15頁の保育料徴収基準額表をご確認ください。

なお、保育料の算定基準となる市町村民税額は、下表のとおり年度途中で適用する年度が切り替わります。

### 保育料算定にかかる市町村民税の切り替え時期

年度	区分	期間	算定年度
令和8年度	前期保育料	令和8年4月～令和8年8月まで	令和7年度市町村民税額
	後期保育料	令和8年9月～令和9年3月まで	令和8年度市町村民税額
令和9年度	前期保育料	令和9年4月～令和9年8月まで	令和8年度市町村民税額
	後期保育料	令和9年9月～令和10年3月まで	令和9年度市町村民税額

### 市町村民税について

本市の市民税課税台帳により保育料を算定します。転入者の方は、申請書に記載いただいたマイナンバーを利用して他市町村に市町村民税額の照会をします。

ただし、入園までに八幡市へ転入する予定のない方は、以下の書類が必要になる場合があります。

- ・ 市町村民税・都道府県民税特別徴収額の決定通知書
- ・ 市町村民税・都道府県民税課税明細書
- ・ 課税（非課税）証明書 ※当該年1月1日時点で住民票のあった市町村で発行

また、未申告の場合はすみやかに申告を済ませてください。

### 算定についての注意点

原則は父母の市町村民税額により保育料を算定しますが、児童や保護者を祖父母等が税法上扶養している場合は、祖父母等の税額も含めて保育料を算定します。

また、離婚調停等を行っており、配偶者と別居している場合は、保育料等が変更になる可能性があります。子育て支援課にご連絡ください。

■ 保育認定（0～2歳児）に係る保育料徴収基準額表（令和8年4月現在）

（単位：円）

階層区分		徴収基準額（月額）				
区分	階層	保育短時間認定		保育標準認定		
		0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
生活保護法による被保護世帯		A	0	0	0	0
市町村民税均等割非課税		B	0	0	0	0
市町村民税所得割額	非課税	C1	7,700	7,600	8,200	8,100
	24,000未満	C2	8,700	8,600	9,200	9,100
	24,000～29,500未満	C3	9,500	9,500	10,100	10,000
	29,500～35,000未満	C4	10,300	10,200	10,900	10,800
	35,000～40,500未満	C5	13,400	13,200	14,200	13,900
	40,500～46,000未満	C6	14,900	14,600	15,700	15,400
	46,000～52,000未満	C7	16,300	16,000	17,200	16,900
	52,000～58,000未満	C8	17,700	17,400	18,700	18,400
	58,000～64,000未満	C9	19,100	18,900	20,200	19,900
	64,000～70,000未満	C10	20,700	20,400	21,800	21,500
	70,000～76,000未満	C11	22,200	21,900	23,400	23,100
	76,000～82,000未満	C12	24,100	23,800	25,400	25,100
	82,000～88,000未満	C13	26,200	25,700	27,600	27,100
	88,000～97,000未満	C14	28,100	27,600	29,600	29,100
	97,000～106,500未満	C15	30,600	30,200	32,300	31,800
	106,500～128,500未満	C16	34,900	34,400	36,800	36,300
	128,500～169,000未満	C17	39,700	38,700	41,800	40,800
	169,000～211,201未満	C18	43,900	43,000	46,300	45,300
	211,201～260,000未満	C19	48,700	47,300	51,300	49,800
	260,000～320,000未満	C20	52,300	50,900	55,100	53,600
	320,000～397,000未満	C21	54,200	52,800	57,100	55,600
	397,000円以上	C22	69,100	67,300	72,800	70,900

※上記、市町村民税所得割額の算出に加味される税額控除は調整控除のみで、住宅ローン控除等その他の税額控除は含まれません。

※保育料には、雑費（絵本代・体操服代等）などは含まれておりません。（17、19頁参照）

## ■保育料軽減等について（保育園認定 0～2歳児）

以下のいずれかに該当する場合は、保育料が減額されます。内容に応じて申請してください。

区分	名称	対象	所得制限	保育料減額率	申請の有無
生計を一にする兄弟がいる場合	国制度 多子軽減①	兄弟がいる場合 (年齢制限なし)	市町村民税所得割 57,700円未満 (C1～C8階層の一部)	2人目 1/2 3人目以降 無料	不要 *ただし、園児と別世帯の兄弟がいる場合は申請が必要です。
	多子軽減②	兄弟が同時就園している場合	所得制限なし	2人目 1/2 3人目以降 無料	不要 *ただし、兄弟が私立幼稚園等※1に通園している場合は申請が必要です。
	府・市制度 第3子以降減免	満18歳未満の兄弟が2人以上いる場合	所得制限なし	3人目以降 無料	不要 *ただし、園児と別世帯の兄弟がいる場合は申請が必要です。
ひとり親・在宅障がい児(者)※2のいる世帯の場合	国制度 特別認定世帯の軽減	①ひとり親世帯 ②在宅障がい児(者)のいる世帯	市町村民税所得割 77,101円未満 (C1～C12階層の一部)	1人目9,000円 2人目以降 無料	<b>必要</b> <input type="checkbox"/> 手帳と証書の写し (在宅障がい児(者)世帯のみ) *申請は園児が在園している間は有効です。ただし、認定区分を変更された場合は再度申請してください。 *離婚調停等を行う世帯であり、配偶者と別居している場合は、申請により軽減対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。
	市制度 障がい減免	①園児に障がいがある場合 ②両親がともに障がいがある場合	所得制限なし	1人目以降 1/2	<b>必要</b> <input type="checkbox"/> 保育料減免申請書(障がい児(者)) <input type="checkbox"/> 手帳と証書の写し *申請は年間通じて有効です。
その他	市制度 災害減免	火災、風水害、地震などの災害により、市民税が減免された場合	市民税が減免された場合	市民税の減免割合に準ずる	<b>必要</b> <input type="checkbox"/> 保育料災害減免申請書 <input type="checkbox"/> 災証明書の写し <input type="checkbox"/> 市民税減免決定通知書の写し

※1 私立幼稚園等とは、私学助成を受けている幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している場合。

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当認定通知書を有する、障害基礎年金を受給する場合。

申請が不要な減免においても、市が世帯の状況を把握できない場合、保育料決定に反映されていない可能性があります。保育料決定通知書をご確認いただき、実態と異なる場合は、市役所子育て支援課までお問い合わせください。  
また、兄弟が園児と別世帯の場合は多子算定の対象とならない可能性がありますので、詳しくは市役所子育て支援課までお問い合わせください。

## ■実費料金に関すること（令和8年4月時点）

### （1）教材費等

各園の教材費等の料金の目安は、下表のとおりです。ただし、下表にはお子さまの年齢や認定区分によって購入する必要がないもの（制服等）や、希望者のみ（用品等）の料金も含まれています。詳しくは、各園の入園説明会でご確認ください。

区分	園名	その他の料金
公立	公立保育園	必要に応じて、園指定教材等のあっせんあり（家庭にあるもので対応可）
	公立こども園	
私立	八幡保育園	制服：7,200円（3歳以上） 名札：165円 カラー帽子タレ付：1,045円 体操服シャツ：1,700円 体操服ズボン：1,300円 布団リース料（利用者のみ）：1,700円/月 遠足保護者参加0.1.2歳：2,000円 いも堀り遠足3.4.5歳：600円 その他園指定の教材費等あり 卒園アルバム（5歳）5,000円
	西遊寺保育園	絵本：500円/クラス別 アルバム：500円（5歳児） 数珠代：300円 布団リース（利用者）：1,800円 用品代：1,200円/年（3歳以上）600円/年（3歳未満） その他園指定の教材費等あり
	男山保育園	スモック：1,600円 通園かばん：2,700円 体操服：2,550円（半袖シャツ）2,450円（半ズボン） 絵本代、アルバム代、連絡帳、その他園指定の教材費等あり
	ぶどうの木保育園	行事費：300円/月（3～5歳児） アルバム：500円/月 沖縄平和キャンプ積立：1,200円/月（4年間で57,600円） 保育用品代（個々に対応）：0円～2,638円（2～5歳児） ※保育用品は家庭にあるもので対応可。
	くすのき保育園	絵本：410円～470円/月 出席ブック（シール付き）：530円/年 カラー帽子：640円 作品袋：130円 教育費（英・体・絵専科）：800円/月（3～5歳児） 上靴：1,290円 布団リース：1,700円/月 その他園指定の教材費等あり（道具箱・はさみ・クレパス・色鉛筆等）
	山鳩こども園	制服代：20,570円 通園帽子：2,860円 通園かばん：3,700円 上靴セット：3,050円 手提げバッグ：650円 体操服代：10,340円 カラー帽子：640円 スモック：2,300円 教育費（英・体・絵・科学専科）：800円/月（2～5歳児） 絵本代：410円～470円/月 ワークブック：430円/一冊（2歳児1冊・3～5歳児二冊利用） 布団リース：1,700円/月 その他園指定の用品代あり（出席ブック・道具箱・はさみ・クレパス・色鉛筆等）
	山鳩第二こども園	制服代：24,090円 通園帽子：2,860円 通園かばん：3,700円 上靴セット：3,050円 体操服代（長袖・半袖・半パンツー式）：10,340円 カラー帽子：900円 手提げバッグ：650円 絵本代：410円～470円/月 教育費（英・体・絵・科学専科）：800円/月（2～5歳児） ワーク教材費：410円～860円/年（2～5歳児） 布団リース：1,700円/月 その他園指定の用品代あり（出席ブック等）
	認定こども園 歩学園幼稚園	【1号（2号との併願含む）】検定料：5,000円/入園児 【1・2号】教育環境充実一時金：40,000円 特別教育費：5,000円/月 バス代（利用者のみ）：4,000円/月 厨房維持費：500円/月 バス後援費（利用者のみ）：5,000円 制服代・用品代：55,590円/年 教材費：27,760円/年 【1～3号】その他冷暖房維持費（6,000円/年）や遠足代等あり。
認定こども園 早苗幼稚園	1号】検定料：3,000円/入園児 【1・2号】絵本代：500円前後/月 教材費：1,100円/月 育友会費：600円/月 卒園準備費（年長児のみ）：1590円/月 バス代（利用者のみ）：4,300円/月（片道：2,300円/月） バス維持費（利用者のみ）15,000円/入園時 制服代：41,560円（男児） 40,310円（女児） その他用品代、学級費、靴代等あり。 【3号】貸布団代：1,700円/月 教材費（2歳児のみ）：220円/月 スモック・カラー帽子代（2歳児のみ）：2,120円 その他用品代（連絡帳など）あり。 【1～3号】冷暖房費：3,300円/年	

※料金は令和8年4月現在の料金です。あくまで目安であり、実際は異なる場合があります。

(2) 給食費（満3～5歳児）※満3歳児は1号認定のみ対象

令和8年4月時点の各園の給食費については、下表のとおりです。

区分	園名	その他の料金
公立	公立保育園・公立こども園	5,100円（主食費：600円、副食費：4,500円）
私立	八幡保育園	5,100円（主食費：600円、副食費：4,500円）
	西遊寺保育園	5,500円（主食費：1,000円、副食費：4,500円）
	男山保育園	5,500円（主食費：1,000円、副食費：4,500円）
	ぶどうの木保育園	5,700円（主食費：1,200円、副食費：4,500円）
	くすのき保育園	5,300円（主食費：800円、副食費：4,500円）
	山鳩こども園	5,300円（主食費：800円、副食費：4,500円）
	山鳩第二こども園	5,300円（主食費：800円、副食費：4,500円）
	認定こども園 歩学園幼稚園	【1号認定】7,000円（主食費：2,200円、副食費：4,800円） 【2号認定】8,500円（主食費：3,000円、副食費：5,500円）
	認定こども園 早苗幼稚園	【1号認定】6,400円（主食費：1,500円、副食費：4,900円） 【2号認定】8,000円（主食費：1,500円、副食費：6,500円）

なお、以下のいずれかに該当する場合は、上記給食費のうち、副食費が免除されます。

副食費免除の基準となる市町村民税の切り替え時期は、保育料の算定に準じます（14頁参照）。

区分	要件	対象	所得制限	申請の有無
1号認定	国制度 所得要件	全ての園児	市町村民税所得割 77,101円未満	不要
	多子要件	同時就園の兄弟または小学校3年生までの兄弟がいる場合の第3子以降	所得制限なし	不要
	市制度 第3子以降減免	満18歳未満の兄弟が2人以上いる場合の第3子以降	市町村民税所得割 77,101円以上211,201円未満	*ただし、兄弟が私立幼稚園等※1に通園している場合は申請が必要
2号認定	国制度 所得要件	全ての園児	<b>一般世帯</b> 市町村民税所得割57,700円未満 <b>特別認定世帯</b> ※2 市町村民税所得割77,101円未満	不要 *ただし、特別認定世帯のうち在宅障がい児(者)を理由とする場合、手帳等の写しが必要
	多子要件	同時就園の兄弟が2人以上いる場合の第3子以降	所得制限なし	不要
	府・市制度 第3子以降減免	満18歳未満の兄弟が2人以上いる場合の第3子以降	市町村民税所得割 57,700円以上169,000円未満	*ただし、兄弟が私立幼稚園等※1に通園している場合は申請が必要

※1 私立幼稚園等とは、私学助成を受けている幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している場合。

※2 特別認定世帯とは、ひとり親世帯・離婚調停等を行う世帯および在宅障がい児(者)のいる世帯。

なお、障がい児(者)とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当認定通知書を有する、障害基礎年金を受給する場合。

市が世帯の状況を把握できない場合、減免対象者と判定できない可能性があります。副食費の免除対象者には、対象である旨を通知しますので、上表に該当するにも関わらず、通知が届かない場合、市役所子育て支援課までお問い合わせください。

（3）延長保育料（保育標準時間認定のみ）

延長保育料は、平日の18時（八幡保育園および認定こども園早苗幼稚園は18時30分）以降の保育に必要となります。申込は各園で行っていますので、この料金についてのご相談は各園までお願いします。

なお、私立園の延長保育料は各園で設定されており、料金の徴収についても各園で行っています。

＜参考＞延長保育料（令和8年4月時点）

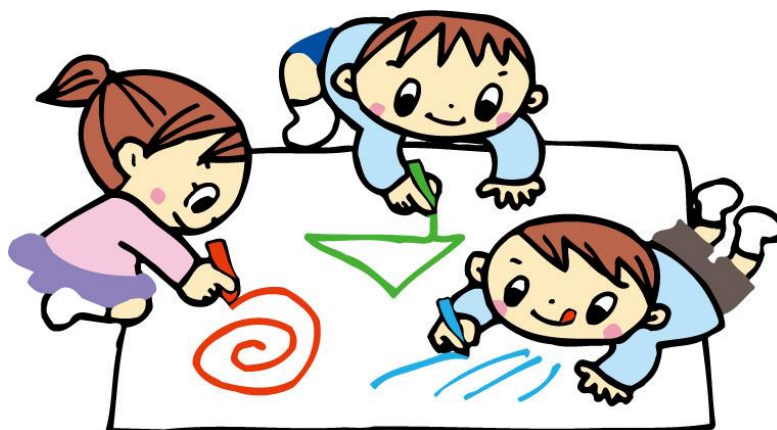
公立園（やわたこども園・わかたけ保育園）

階層	延長保育料（月額）	
	3歳未満児	3歳以上児
生活保護法による被保護世帯及び市町村民税均等割非課税世帯	0円	0円
市町村民税所得割額 35,000円未満	1,600円	1,000円
市町村民税所得割額 97,000円未満	2,000円	1,400円
市町村民税所得割額 97,000円以上	2,500円	1,900円

私立園のうち、八幡保育園・男山保育園・ぶどうの木保育園・くすのき保育園・山鳩こども園・山鳩第二こども園は公立園に準じた額を設定しています。

西遊寺保育園・歩学園幼稚園・早苗幼稚園は各園で設定されていますので、園にお問い合わせください。

\*延長保育料は目安です。保育時間等により異なる場合があります。



## ■保育料の納付方法

### （１）公私立保育園・公立認定こども園

原則、口座振替でお願いします。

#### ◎口座振替でのお支払いの場合

八幡市指定の預金口座振替依頼書にて口座登録を行ってください。※世帯につき1口座のみ。

依頼書配布場所：市役所子育て支援課、通園されている園

依頼書提出先：市役所子育て支援課、金融機関（振替依頼をする銀行に限る）、通園されている園

八幡市指定取扱金融機関一覧（令和8年4月1日現在）

京都銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫、  
京都やましる農業協同組合の本店および各支店

※口座の変更および解約をされる方は、市役所子育て支援課までご連絡ください。

※手続きに時間を要することがあります。手続きが完了していない場合は、後日、園を通じて納付書をお渡ししますので、その納付書で納入してください。

#### ◎納付書でのお支払いの場合

納付書でのお支払いを希望される場合は、市で発行する納付書を、園を通じてお渡しします。納付は、市役所の出納窓口、各園および納付書に記載されている金融機関で、指定の期日までに納入してください。

※公立保育園及び公立認定こども園の給食費の納付方法は、保育料と同じ納付方法となります。

### （２）私立認定こども園

私立の認定こども園に入園される方は、支払先が園になりますので、園の指示に従い納付してください。



## ■入園後のお願い

入園後は、下記の点にご注意ください。

ご不明な点がございましたら、市役所子育て支援課までご連絡ください。

### （１）教育・保育給付認定通知書の保管

市から交付された「教育・保育給付認定通知書」は、保護者が大切に保管してください。

### （２）教育・保育給付認定の変更

以下の場合、速やかに給付認定の変更申請を行ってください。変更申請には「就労証明書」等の書類が必要となる場合がありますので、園または市役所子育て支援課にご確認ください。

また、給付認定の変更は、毎月20日締め、翌月1日からの変更となりますのでご注意ください。

#### ■入園後に産前、産後休暇や育児休業を取得される場合等、保育を必要とする理由が変わる場合

例：「就労」⇒「妊娠・出産」⇒「育児休業」

#### ■保育の必要量が変わる場合

例：就労時間の変更により「保育短時間認定」と「保育標準時間認定」の認定を変更する場合

#### ■住所変更および婚姻・離婚等により家庭の状況に変更が生じた場合 等



※ 3号認定を受けた場合は、お子さまが満3歳に到達する際に、市から2号認定に係る「教育・保育給付認定通知書」が交付されます。

### （３）確定申告等による市町村民税額の変更

年度途中の確定申告等により市町村民税額に変更が生じた場合は、保育料や副食費の減免が変更になる場合がありますので、必ず市役所子育て支援課にご連絡ください。なお、税額の変更が後から発覚した場合でも、変更時点に遡及して保育料等の変更を行います。

### （４）転園を希望される場合

転園を希望される場合は、4月の一斉募集時に、新たに希望される園の申込を再度行ってください。なお、年度途中の転園は原則できませんのでご了承ください。

### （５）退園される場合

家庭保育や転出等のため、保育園等を退園される場合は、園または市役所子育て支援課に退園月の20日までに「利用解除届」を提出してください。なお、月途中で退園された場合でも、原則、退園月の1ヶ月分の保育料等を納付していただきます。

### （６）次年度も継続して保育園・こども園（保育園認定）を利用する場合

保育園等を来年度も継続して利用される方は、保育の必要性を確認するための資料として、毎年、11月ごろに保育を必要とする理由の証明書（就労証明書等）を提出してください。

## ■保育園・認定こども園の入園調整における点数表

保育の必要性に応じて点数表を設定し、施設の入園調整を行います。ただし、すでに兄弟姉妹に相当する園児が利用している施設を希望する場合は、優先して入園調整をします。

### ①基礎指数

事由	内容	点数
就労	月 160 時間以上（耕作日数が年間 300 日以上）就労している	20
	月 140 時間以上 160 時間未満（耕作日数が年間 270 日以上 300 日未満）就労している	18
	月 120 時間以上 140 時間未満（耕作日数が年間 240 日以上 270 日未満）就労している	16
	月 100 時間以上 120 時間未満（耕作日数が年間 210 日以上 240 日未満）就労している	12
	月 64 時間以上（耕作日数が年間 180 日以上 240 日未満）就労している	10
	内職従事者であり、月 64 時間以上就労している	10
疾病・障がい	1 か月以上の入院をしている	20
	自宅で 1 か月以上安静加療が必要であると医師が判断する者または障害者手帳(1～2 級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1 級)を有する	15
	上記以外の状況で加療が必要であると医師が判断する者または障害者手帳(3～6 級)、療育手帳(B)、精神障害者保健福祉手帳(2～3 級)を有する	10
妊娠・出産	出産予定日前後 8 週（多胎児は産前 14 週 産後 8 週間）を含む月の申請	18
	出産予定日前 8 週以前（多胎児は産前 14 週以前）の申請	8
介護・看護	自宅で 1 か月以上安静加療が必要であると医師が判断する程度の介護・看護が必要な場合または要介護認定 3～5 の場合	12
	上記以外の状況で加療が必要であると医師が判断する程度の介護・看護が必要な場合または要介護認定 1～2 の場合	10
就学	就学を予定している	10
求職活動	求職活動をしている	6
災害復旧	災害の復旧に従事している	20
全事由共通	保育を必要とする理由の証明書類が未提出	6

※保護者それぞれの事由について加点する。

※内職者従事者か否かについては、就労証明書の「雇用の形態」を基に判断する。

### ②調整指数

項目	内容	点数
世帯状況	1 ひとり親家庭である。	30
	2 ひとり親家庭に準ずる世帯（離婚調停中、行方不明等）である。（※1）	25
	3 生活保護受給世帯かつ就労見込みがある世帯である（就労または求職活動を理由として申請する場合のみ）	2
保護者の状況	4 育休・産休からの復職	4
	5 保護者のいずれもが求職活動を理由に保育園等への入所を希望する場合	3
	6 市内の認可保育園・認定こども園に保育従事者として勤務し、月 64 時間以上就労する（資格の有無は問わない）	5
	7 保護者が身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1 級、療育手帳 A または要介護認定 3～5 を有している	3
8 保護者が身体障害者手帳 3・4 級、精神障害者手帳 2 級、療育手帳 B または要介護認定 1～2 を有している	2	
当該児童の状況	9 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を有している（特別児童扶養手当認定通知書を含む）	3
	10 1号認定で施設を利用している園児が2号認定への変更を希望する場合（※2）	10
兄弟姉妹の状況	11 同居の兄弟姉妹が同時に入園申込をする。（※2）	3
	12 同居の兄弟姉妹が身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を有している	2
その他	13 教育長が特に調整が必要と認める場合	◎
	14 保育料・給食費の支払いが 4 か月以上滞っている（兄弟姉妹分、過年度分を含む）（※3）	-10
	15 保護者が育休・産休明けで、保育の利用を申込みするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、休業の延長を許容できる場合	-40

※1 離婚調停申立書の控え、搜索願等の提出がある場合に加点する。

※2 10,11については、高い方の点数を適用する。（重複で加点しない）

※3 納付誓約による分割等で、4か月以内に一部の納付があった場合は除く（児童手当からの申し出徴収を含む）

### ③同一点数となった場合の優先順位

(1)	保護者がいない、ひとり親世帯
(2)	保護者が市内の認可保育園・認定こども園に保育従事者として月 64 時間以上勤務している
(3)	基礎指数の高い世帯
(4)	同居の障がい児（者）がいる
(5)	保育料を滞納していない（滞納期間が短い）
(6)	当該児童を含み未就学児童数が多い世帯
(7)	当該児童を含み 18 歳未満の児童数が多い世帯
(8)	就労時間及び通勤時間を含め、保育を必要とする時間が長い
(9)	市民税所得割額が低い
(10)	世帯の合計所得が低い

入園調整は、「①基礎指数」の合計+「②調整指数」の合計を合算し、点数が高い順に優先順位を決定します。同一点数となった場合は、さらに「③同一点数となった場合の優先順位」を基に決定します。



## ■病児保育事業について（令和8年4月時点）

お子さまが急な発熱や怪我をして登園や登校ができない時に、仕事を休むことができない、子どもを預かってくれる人がいない等でお困りになったことはありませんか？病児保育室は、そのような時に病氣中や回復期にあるお子さまをお預かりし、保護者に代わって保育士、看護師がお世話をする施設です。

1. 対象者
  - ・生後6ヶ月～小学校6年生までの児童
  - ・病氣中や回復期にあるため、保育園等に通えない児童

※利用できない病氣は結核のみです。
2. 保育場所
 

男山病児保育室  
社会医療法人 美杉会 男山病院（住所：八幡市男山泉19 ※地図は2頁参照）
3. 定員
 

男山病児保育室：6名（病状等により減員となる場合有り）  
※病児保育室の受け入れ体制により入室をお断りさせていただく場合がございます。
4. 利用時間
 

平日：8時～17時30分  
※現在、土曜日は閉鎖しています。
5. 利用料金
 

平日 1,800円（別途、給食・おやつ代として500円が必要）  
※ただし、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯（当該年度）は、市役所で申請することで利用料が減免（給食・おやつ代は除く）になります。
6. 休業日
 

日曜日・祝日および12月29日から1月3日まで
7. 申込方法
 

病児保育室を利用するには、利用日前日に男山病院小児科を受診した後、病児保育室の予約等を行う必要があります。（空きがあれば当日受診での予約可）



（お問い合わせ先）

○病児保育の利用について

男山病院

TEL 075-983-0001（平日 9時～16時30分）

○利用料の減免について

子育て支援課（病児保育事業担当）

TEL 075-983-1866（平日 8時30分～17時15分）



## ■一時預かり事業について

この事業は、パートタイム就労等就労形態の多様化に伴い、週1日から3日間だけ継続的に働いたり、けがや病気で入院する場合など、家庭で保育が困難となった市内に居住する満6ヶ月から就学前のお子さまを保育園等でお預かりする事業です。

1. 事業の種類
  - ① 非定型的保育サービス事業  
保護者の就労、職業訓練、就学等により、平均週3日（1ヶ月13日）を限度として継続的に家庭における保育が困難となるお子さまの預かりです。
  - ② 緊急保育サービス事業  
保護者の傷病、災害・事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由のため、連続して1週間の期間内（事情に応じて延長できます。）で、家庭における保育が困難となるお子さまの預かりです。
  - ③ 私的理由による保育サービス事業  
私的理由やその他の理由により、平均週1日、一時的に家庭における保育が困難となるお子さまの預かりです。
2. 実施施設
 

くすのき保育園	（八幡吉野垣内3-1	TEL：075-983-1200）
山鳩こども園	（男山金振14-1	TEL：075-981-0982）
山鳩第二こども園	（欽明台西47番地1	TEL：075-981-0700）
認定こども園 歩学園幼稚園	（欽明台東1-2	TEL：075-971-5687）
認定こども園 早苗幼稚園	（男山吉井27-8	TEL：075-981-2268）
3. 保育時間 8時30分から16時30分（認定こども園歩学園幼稚園・認定こども園早苗幼稚園は9時00分から17時00分まで）
4. 利用料金
 

0歳児	1日	2,500円
1歳から2歳児	1日	2,000円
3歳以上児	1日	1,500円

  - ・利用料は直接一時預かりを利用する保育園等に納めて下さい。
  - ・給食費は別途300円（認定こども園早苗幼稚園は450円）が必要です。  
なお、認定こども園歩学園幼稚園については、弁当の持参が必要です。
  - ・また、延長保育を利用された場合も、延長保育費が別途必要になりますので、ご利用される園に直接納めてください。

※認定こども園早苗幼稚園は延長保育なし
5. 休園日 土曜日（認定こども園早苗幼稚園のみ）、日曜日、祝日、年末年始  
※くすのき保育園、山鳩こども園、山鳩第二こども園、認定こども園歩学園幼稚園については、お問い合わせください。
6. 申込方法 一時預かり事業を実施している園に備えています申請書に、家庭で保育ができない証明書（就労証明・診断書等）を添付して、ご利用される園に直接提出してください。  
利用にあたっては、事前の予約が必要となりますので、ご注意ください。
7. お問い合わせ先 各保育園・認定こども園



区分	設置者	園名等	住所等
幼稚園	公立	八幡市 さくら幼稚園 園長 山角 いく子	〒614-8362 男山美桜17 Tel.075-982-8566 FAXはTelと同じ
		八幡市 橋本幼稚園 園長 佐々木 貴子	〒614-8335 橋本中ノ池尻15-1 Tel.075-982-0607 FAXはTelと同じ
	私立	学校法人 京都城南学園 なるみ幼稚園 園長 吉田 祥子	〒614-8371 男山雄徳4-7 Tel.075-982-3368 FAX075-982-3369
保育園	公立	八幡市 南ヶ丘保育園※1 園長 津田 ムカ	〒614-8035 八幡小松20-12 Tel.075-981-3125 FAXはTelと同じ※3
		八幡市 南ヶ丘第二保育園※1 園長 田中 洋子	〒614-8075 八幡三反長9 Tel.075-982-3330 FAXはTelと同じ※3
		八幡市 わかたけ保育園 園長 木下 奈央子	〒614-8372 男山笹谷5-12 Tel.075-983-1313 FAXはTelと同じ※3
	私立	宗教法人 正法寺 八幡保育園 園長 眞野 崇志	〒614-8062 八幡清水井75 Tel.075-981-7491 FAX075-981-7225
		宗教法人 西遊寺 西遊寺保育園 園長 和田 恵聞	〒614-8341 橋本中ノ町45 Tel.075-981-4837 FAX075-981-5720
		社会福祉法人 徳風会 男山保育園 園長 角田 武史	〒614-8374 男山石城6-1 Tel.075-982-0701 FAX075-982-0705
		社会福祉法人 イエス団 ぶどうの木保育園 園長 木村 耕	〒614-8362 男山美桜6-5 Tel.075-982-9013 FAX075-874-2500
		社会福祉法人 チームYMBT くすのき保育園 園長 笹田 節子	〒614-8013 八幡吉野垣内3-1 Tel.075-983-1200 FAX075-950-3660
		社会福祉法人 愛敬福祉会 つぼみ保育園※2 園長 赤松 智子	〒613-0915 京都市伏見区淀際目町183-1 Tel.075-631-8833 FAX075-631-8878
	認定こども園	公立	八幡市 やわたこども園 園長 下辻 百合子
八幡市 有都こども園 園長 岡橋 奈都子			〒614-8229 内里北ノ口21-4 Tel.075-981-0873 FAX075-950-2655
私立		社会福祉法人 チームYMBT 山鳩こども園 園長 塚本 喜美	〒614-8365 男山金振14-1 Tel.075-981-0982 FAX075-981-6040
		社会福祉法人 チームYMBT 山鳩第二こども園 園長 林家 有美子	〒614-8297 欽明台西47番地1 Tel.075-981-0700 FAX075-981-3800
		学校法人 歩学園 認定こども園 歩学園幼稚園 園長 小出 ゆう子	〒614-8296 欽明台東1-2 Tel.075-971-5687 FAX075-971-5689
		学校法人 徳風学園 認定こども園 早苗幼稚園 園長 成瀬 晴久	〒614-8363 男山吉井27-8 Tel.075-981-2268 FAX075-981-2241

※1 市では現在、南ヶ丘保育園と南ヶ丘第二保育園の統合に向けた準備を進めています。

※2 つぼみ保育園は、京都市との協定により、八幡長町・樋ノ口および川口高原の方のみ入所枠を用意しています。

※3 FAX番号については、変更する場合があります。